

長崎県美しい景観形成推進条例をここに公布する。

長崎県美しい景観形成推進条例

長崎県美しいまちづくり推進条例（平成 15 年長崎県条例第 3 号）の全部を改正する。

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

第 2 章 美しい景観形成計画

第 1 節 美しい景観形成計画の策定（第 8 条）

第 2 節 行為の規制等（第 9 条 - 第 20 条）

第 3 節 景観形成計画の推進に関する施策（第 21 条 - 第 25 条）

第 3 章 長崎県美しい景観形成審議会（第 26 条・第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条 - 第 30 条）

## 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画区域内における行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことのできる県土の実現、生活環境の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観行政団体 法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体をいう。

(2) 景観計画 法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。

（基本理念）

第 3 条 県土の美しい景観形成は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

(1) 美しい景観形成は、風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることに鑑み、県民に共通の資産として、現在及び将来の世代にわたって県民がその恵みを楽しむことができるように適切に行われるものであること。

(2) 美しい景観形成は、地域の自然、歴史、文化、産業等の特性に培われてきた風格及び個性に密接に関連するものであることに鑑み、地域の特性を伸長させるとともに、県民のこれらに対する誇りと愛着を醸成するように進められるものであること。

(3) 美しい景観は、前号に掲げる特性と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることに鑑み、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その保全及び創造が行われるものであること。

(4) 美しい景観形成は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、その形成に向けた市町、事業者及び県民の主体的かつ積極的な取組を通じて行われるものであること。

(5) 美しい景観形成は、県、市町、事業者及び県民の適切な役割分担のもとに、相互に連携し、協力することによって、行われるものであること。

（県の役割）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、美しい景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する県民及び事業者（以下「県民等」という。）の理解を深めるよう努めるものとする。

3 県は、公用又は公共の用に供する建造物等の整備に当たっては、地域の美しい景観形成の推進に関し先導的役割を担うよう努めるものとする。

4 県は、美しい景観形成に関する市町及び県民等の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援及び協力を行うものとする。

5 県は、市町及び県民等の美しい景観形成に関する取組の広域的な調整を行うものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした美しい景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、美しい景観形成についての関心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

## 第2章 美しい景観形成計画

### 第1節 美しい景観形成計画の策定

(美しい景観形成計画の策定)

第8条 知事は、美しい景観形成を総合的、計画的及び広域的に推進するため、景観計画を含めた長崎県美しい景観形成に関する計画(以下「景観形成計画」という。)を定めるものとする。

2 景観形成計画には、法第8条第2項の規定により景観計画に定めることとされる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 美しい景観形成の推進に関する目標

(2) 美しい景観形成を推進するための施策に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、美しい景観形成の推進に関する必要な事項

3 知事は、景観形成計画(景観計画に係る部分を除く。第5項において同じ。)を定めようとする場合は、あらかじめ、県民等の意見を聴き、長崎県美しい景観形成審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、景観形成計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、景観形成計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

### 第2節 行為の規制等

(適用区域)

第9条 この節の規定は、景観行政団体以外の市町の区域について適用する。

(届出等)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更とする。

2 法第16条第1項(第4号に掲げる行為に限る。)の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項(第4号に掲げる行為に限る。)の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 行為の完了予定日

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

4 第2項の規定は、法第16条第2項の変更の届出(同条第1項第4号に掲げる行為の届出に係るものに限る。)について準用する。この場合において、添付すべき図書のうち当該変更内容を明示するために必要なもの以外のものは、添付することを要しない。

5 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法その他知事が別に定める事項とする。ただし、当該変更により同条第1項(第4号に掲げる行為に限る。)の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなる場合は、この限りでない。

(届出対象行為に係る事前の指導等)

第11条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な指導又は助言を求めることができる。この場合において、知事は、当該指導又は助言を求めた者に対し、規則で定めるところにより通知するものとする。

(適用除外行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 10 条に掲げる行為のうち、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる適用除外となる規模のもの
- (2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、美しい景観形成のための措置が講じられるものとして規則に定めるもの
- (3) 仮設の建築物（知事が別に定めるものを除く。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (4) 農林漁業を営むために行われる土地の形質の変更
- (5) その他規則で定める行為  
（特定届出対象行為）

第 13 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の届出を要する行為とする。

（勧告等の手続）

第 14 条 知事は、法第 16 条第 3 項の規定に基づく勧告をしようとするとき又は法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定に基づく命令をしようとするときは、必要に応じ、長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第 15 条 知事は、法第 16 条第 3 項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、必要に応じ、長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴くことができる。この場合において、知事は、前項の意見又は意見書の内容を長崎県美しい景観形成審議会に報告しなければならない。

（景観重要建造物の指定及び指定の解除）

第 16 条 法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする建造物が所在する市町の長及び長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第 27 条第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第 17 条 法第 25 条第 2 項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要樹木の指定及び指定の解除）

第 18 条 法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木が所在する市町の長及び長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第 35 条第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除において準用する。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第 19 条 法第 33 条第 2 項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続）

第 20 条 知事は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関して次の措置をとろうとするときは、長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第 23 条第 1 項の規定により、景観重要建造物について原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき。
- (2) 法第 26 条の規定により、景観重要建造物について必要な措置を命じ、又は勧告しようとするとき。

- (3) 法第 32 条第 1 項の規定において準用する法第 23 条第 1 項の規定により、景観重要樹木について原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき。
- (4) 法第 34 条の規定により、景観重要樹木について必要な措置を命じ、又は勧告しようとするとき。

### 第 3 節 景観形成計画の推進に関する施策

#### (活動サポート事業)

第 21 条 知事は、美しい景観形成に関する地域における継続的な取組を促進するため、市町の長の申出により、次に掲げる取組を認定することができる。

- (1) 市町が行う景観計画その他の当該市町の景観形成の推進に資する方針等の策定
- (2) 市町又は県民等が景観形成のための活動に関して組織する団体（以下「住民団体」という。）が提案する市町と当該市町の住民等との協働体制の構築に資する主体的かつ創意工夫のある活動等
- (3) 市町又は住民団体が提案する主体的かつ創意工夫のある美しい景観形成に関連する事業（前号に掲げるものを除く。）

2 知事は、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる取組を認定しようとするときは、あらかじめ、有識者等の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の取組を認定した場合は、当該申出をした者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の取組の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）の認定について準用する。（まちづくり景観資産）

第 22 条 知事は、美しい景観形成の推進に資すると認められる建造物、樹木、集落、自然景観等を、市町の長又は当該建造物等を所有する県民等の申出により、まちづくり景観資産として登録することができる。この場合において、県民等は、当該建造物等が所在する市町の長の推薦を得るものとする。

2 知事は、前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の登録をしたときは、当該申出をした者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

4 知事は、必要と認められるときは、第 1 項の登録を変更し、又は抹消することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

#### (美しい景観形成アドバイザー)

第 23 条 知事は、美しい景観形成に関する専門的な知識、技術又は経験を有すると認められる者を美しい景観形成に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録するものとする。

2 知事は、美しい景観形成に関する事項について、アドバイザーに対して意見を求めることができる。

3 知事は、美しい景観形成に資すると認められる場合は、市町又は県民等の求めに応じ、アドバイザーを派遣することができる。

#### (広域景観の形成)

第 24 条 知事は、本県を代表する景観を結ぶ区域その他これに準ずる区域で、美しい景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、広域景観形成推進地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による広域景観形成推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域の市町の長及び長崎県美しい景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、広域景観形成推進地域の変更について準用する。

#### (財政上の措置)

第 25 条 県は、景観形成計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 3 章 長崎県美しい景観形成審議会

#### (設置等)

第 26 条 この条例及び長崎県屋外広告物条例（昭和 39 年長崎県条例第 60 号）第 21 条の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、美しい景観形成に関する事項を調査審議するため、長崎県美しい景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、美しい景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。（組織及び運営）

第 27 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、美しい景観形成について学識経験を有する者等のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、

前任者又は現任者の残任期間とする。

- 4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審議会は、必要に応じ、部会を設けて審議することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第4章 雑則

(景観行政団体である市町との関係)

第28条 県は、この条例に基づく施策を推進するに当たっては、景観行政団体である市町が行う施策を尊重し、配慮するものとする。

(法令等に基づく行為との関係)

第29条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定に基づく許可、認可その他の処分を受けて行われる事業の実施を妨げることを目的として解釈し、運用してはならない。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の長崎県美しいまちづくり推進条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により策定された長崎県美しいまちづくり推進計画(以下「旧計画」という。)に基づく支援措置(旧計画により定められた期間内のものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第7条第2項の規定により行った手続は、改正後の長崎県美しい景観形成推進条例(以下「新条例」という。)第8条第3項の規定により行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項の規定により登録されたまちづくり景観資産は、新条例第22条第1項の規定により登録されたまちづくり景観資産とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項の規定により登録された美しいまちづくりアドバイザーは、新条例第23条第1項の規定により美しい景観形成アドバイザーとして登録された者とみなす。
- 6 この条例の施行の日前に旧条例第15条の規定により置かれた長崎県美しいまちづくり審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第26条第1項の規定により置かれた長崎県美しい景観形成審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の日前に旧条例第16条第2項の規定により旧審議会の委員に委嘱又は任命された者は、新条例第27条第2項の規定により長崎県美しい景観形成審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和元年7月16日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

別表(第12条関係)

行為の種類	適用除外となる規模
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が指定されている区域又は都市計画区域のうち用途指定のない区域で、200%を超える容積率が指定されている区域においては、高さ15メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの 上記以外の区域においては、高さ13メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1の項の適用除外となる規模のもの又は変更することとなる面積が外観の半分以下のもの
3 工作物の新築、増築、改築又は移転	高さ15メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの

4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	3の項の適用除外となる規模のもの又は変更することとなる面積が外観の半分以下のもの
5 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内においては、面積3,000平方メートル未満のもの 都市計画区域外においては、面積10,000平方メートル未満のもの
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内においては、面積3,000平方メートル未満のもの 都市計画区域外においては、面積10,000平方メートル未満のもの